

1 方針設定の趣旨等

- 本来学校における部活動は、スポーツや文化・芸術活動に関心のある同校の生徒が参加し、教職員の指導の下、学校教育の一環として行われ、技能や体力等の向上を図る目的以外にも異学年との交流の中で生徒同士や指導者と生徒との好ましい人間関係の構築や責任感、連帯感などについて、学ぶ場として捉えている。

一方、部活動の長時間化による生徒の健康に関する問題や働き方改革における部活動の指導時間の長時間化が課題になっている現状も踏まえ、部活動の運営に関する学校としての方針を定める。

- 本校は、スポーツ庁の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」さらに、福岡県、八女市の部活動に関する方針を踏まえ、「部活動基本方針」を策定する。

2 部活動についての基本的な考え

- 部活動を学校教育の一環として捉え、顧問教師等の指導の下、自主的・自発的活動を進める。
- 部活動は生徒の健康維持や体力の増進を目的として活動し、適切な活動日、活動時間を設定する。
- 部活動行う際は、生徒の健康・安全に十分注意し、気候の変化や活動環境に留意すること。
- 部活動の入部については希望制とし、毎年4月に入部届を提出する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は週あたり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日休養日とする。

(週休日に大会等で休養日が確保できなかった場合は原則として翌日の平日を休養日とする。)

(平日の休養日は、原則として(木)曜日とし、全校一斉に行うものとする。なお、職員の勤務も同日を定時退校日とする。)

- (2) 活動時間については、平日は2時間程度、週休日及び長期休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(平日の活動時間は朝と放課後の活動を合わせたものとする。)

- (3) 大会等への参加については、各部とも大会の精選を図り、生徒や部活動指導者の過度な負担にならないように配慮する。
- (4) 部活動毎に年間活動計画を作成すると共に、毎月の活動計画及び活動の実績を作成し、校長に提出する

4 部活動の指導体制

- (1) 部活動指導においては、本校教職員が部顧問として指導に当たる。
- (2) 1部複数顧問体制を原則確保する。教員で対応できない場合は、部活動指導員または外部指導者を活用する。
- (3) 部活動指導員の導入に関して
本校においては、八女市の方針に則り、部活動指導員を導入し活用する。その際、部活動の運営方針は、顧問教師が作成し、部活動指導員に対し周知を図る。
- (4) 外部指導者の導入に関して
中学校体育連盟の規程の則り、部活動指導に外部指導者を導入し活用する。その際、部活動の運営方針は、顧問教師が作成し、部活動指導員に対し周知を図る。

5 その他

- 部活動の具体的な取組については、教育指導計画に定める。その中に、次の内容を記載する。
 - ・生徒に対するルールやマナーの指導。
 - ・学校で取り組む試合や発表会などの行事。
 - ・年間を通じた部活動時間。
 - 部活動検討委員会の設置
 - ・部活動の方針や運営については、部活動検討委員会によって適宜見直しを図り、学校の現状や生徒の状況に適して運用していくように努める。
- ※ 部活動検討委員会の構成員は次の通りである。
- 校長、教頭、主幹教諭、部活動担当、運動部・文化部顧問代表各1名